

平成31年1月23日

新野学校PTAの皆様

新野学校PTA会長

新野学校PTA細則変更と評議員選出に関わって

寒冷の候、皆様にはますますご健勝のことと拝察いたします。また、日頃より本会事業へのご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、先日新野学校PTA細則の変更に関わり、評議員の皆様は書面議決にご協力いただきありがとうございました。議決の結果について下記の通りお伝えいたします。

また、来年度以降の評議員選出に関わってPTA会員の皆様は下記の通りご提案がございます。2月21日の評議員会にてご審議いただき、承認いただきたいと考えておりますが、評議員会前に行われる学年委員長選出の折に、地区評議員の選出方法が変更される可能性のあることをお含みいただきたく、お願い申し上げます。

記

1 三役の選出に関わってのPTA細則変更について

新野学校PTA評議員の皆様は書面にて議決いただいた内容

(1) 課題であったこと

- ・ 次期会長と会計を兼ねることは、大きな任を2年続けて行うことになる。
- ・ 正会員数減に伴う役員数の削減という変更点は生かしたい。

(2) 細則変更点について

4月変更時	今回変更(案)
(2) 副会長 2人 評議員会において選出する。(内1人は原則として次期会長となり、会計を兼務する。)	(2) 副会長 2人 評議員会において選出する。(内1人は原則として次期会長となる。)
(3) 会計 1人 次期会長が兼務する。	(3) 会計 1人 評議員会において選出する。(副会長が兼ねることができる。)

- ・ 副会長については、変更前の文言に戻す。
- ・ 会計については、副会長兼務を認めることで、三役3~4人体制とする。
- ・ 性別は記していないので、男女を限定することはない。

書面議決の結果 評議員総数 50名(三役4名 地区評議員12名 学年委員長9名 学校職員24名)

賛成	反対
44	2

上記結果により、今回変更(案)の通り変更となります。

書面議決へのご協力ありがとうございました。

反対の代案として以下のご意見をいただきました。

- ・ 役員数の削減を生かすため、「会計は次期会長ではない副会長が兼務する」でよいのではないか。
- ・ 副会長1名、会計1名とし、会計を小学校保護者から選出すればよいのではないか。

賛成の方から以下のご意見をいただきました。今後考えて行きたいと思えます。

- ・ 少人数のクラスの学年長の負担が大きいこと、複式学年の役員の決め方、学年レクも今後どのようにしていくかアンケートなどを通して意見をまとめてみてはどうか。

2 評議員(地区評議員・学年委員長)の選出方法に関わって

新野学校PTA幹事会では、以下の点について課題を解消して行く必要があると考え、そのための案を提案いたします。来る2月21日の評議員会においてご意見をいただき、ご承認いただければと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、下記提案について確定はしておりませんが、2月5日(中学校)2月14日(小学校)において行われる学年PTAでの来年度の役員選出に際し、提案内容をお含みの上お考えいただきたくお願い申し上げます。

(1)現状

地区評議員は、各地区の正会員の中から、区長が申し合わせ人数を推薦。

学年委員長は、各学年から1名を選出。

(2)課題

①各地区の児童生徒の減少に伴い、地区評議員の申し合わせ人数も減少する。

②児童生徒がいなくなる地区では、地区評議員の選出ができなくなる

①②の課題があるままでは地区評議員が減少し円滑な活動に支障がでる。

③複式対象学年ではそれぞれの学年での学年委員長選出が困難。

(3)課題解決方法(幹事会案)

①正会員の全家庭を評議員とする。

②正会員のいない地区においては、PTA会長から区長へ依頼し、地区において、準会員から新野学校PTA地区評議員を推薦していただけるようにする。

③学年委員長について、学年または複式学年で代表1名を選出する。

評議員会でお認めいただきたいPTA細則の改定案

現行	改定(案)
第2条 (7)評議員 ア 地区評議員 人数は、地区の状況に応じて構成し、 新野地区の各区長からの推薦による。 イ 学年委員長 9人 学年PTA互選による各学年代 表者	第2条 (7)評議員 ア 地区評議員 人数は、地区の状況に応じて構成し、 新野地区の各区長からの推薦による。 イ 学年委員長 9人 学年または複式学年PTA互選 による各学年代表者

上記を変更いただいた場合、三役の変更と併せて、幹事会としては以下の通りの改定案を考えています。

新野学校PTA申し合わせ事項(改定案)

- 1 次年度三役は、次期会長となる副会長は中1学年から、他の副会長は小5学年から、会計は副会長が兼任するか、中2学年から選出する。なお、選出方法については、学年委員長会で候補を推薦し、評議員会において選出する。
- 2 地区評議員の選出について
 地区評議員の定数構成は、以下の申合せによる。
~~(1) 3家庭につき1名を原則とする。残2家庭の場合は、さらに1名を選出する。
 (例：8家庭→3+3+2で3名選出、7家庭→3+3+1で2名選出)~~
~~(2) (1)により、平成30年度は12名を選出する。
 ア 大村 2名、イ 寺山 1名、ウ 原町 1名、エ 荒木 1名
 オ 東町 2名、カ 本町 1名、キ 砂田 1名、ク 栃洞 1名
 ケ 川尻・矢野 1名、コ 天龍 1名~~
 (3) (1) 地区評議員は、正会員の中から選出する。PTA三役との兼任はできない。
 また、学年委員長との兼務をなるべく避けるものとする。
 (2) 正会員がいない地区においては、区長が、PTA会長からの申し入れに応じて、準会員から地区評議員を推薦する。